## 第16期第3回福岡県個人情報保護審議会(全体会)会議録

### 1 開催日時

令和4年8月18日(木) 午前10時00分から午前10時38分まで

#### 2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

## 3 出席者(五十音順)

江 島 玲 子 委員

小 林 登 会長

権 藤 光 枝 委員

櫻 井 幸 一 委員

出水清子 委員

村 上 英 明 委員

山 元 規 靖 委員

## 4 審査事項

(1) 個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う今後の個人情報保護制度に向けた対応について

## 5 会議の内容

#### 【小林会長】

定刻になりましたので、ただいまから審議会を進めさせていただきます。それでは、 第16期第3回の個人情報保護審議会全体会を開催いたします。

傍聴者の方はおられませんね。

# 【事務局】

いません。

### 【小林会長】

はい。会議は全て公開となっておりますが、本日は傍聴者の方はおられないということです。

それでは早速ですけれども、議事に移りたいと思います。まず、議事につきまして、 事務局から御説明をお願いいたします。

## ○個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に向けた対応について

### 【事務局】

それでは、本日の議題について御説明いたします。次第を御覧ください。 本日は、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度に向けた対応 について、答申案の御審議をいただく予定です。

また、全体会終了後、第一部会を開催する予定でございます。

事務局からの説明は以上になります。

#### 【小林会長】

ありがとうございます。

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の審議案件は、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴って今後の個人情報保 護制度に向けた対応についてです。

今年の4月から、審議としては3回にわたって条例の改正すべき点について一つ一つ 議論してまいりまして、それを事務局でまとめていただいて答申案にしたということで すので、その答申案について本日審議ということになっております。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

### 【事務局】

## 答申案について資料を基に説明

### 【小林会長】

どうもありがとうございました。

この8項目というのは、先ほど申し上げましたように、これまで個別に審議してきたところで、あまり結論としては動かないところかと思いますが、改めて答申案でまとめていただいたのをお聞きになられて、「あれ、これはどうだったか」とか、あるいは「そこはちょっとどうだろうか」という、何か御意見とか御質問とかがあれば、どうぞよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

#### 【江島委員】

一つだけ。

#### 【小林会長】

はい、どうぞ、江島委員。

## 【江島委員】

項目の1番ですけれども、条例の要配慮個人情報について2番目のポツですが、「今後、県の新たな施策や社会状況の変化等を踏まえ、追加に係る必要性について検討を行うことが望ましい」と、ここだけ「望ましい」という表現が使われているのですが、現時点では必要性は認められない、ひょっとしてそういう状況が生じたときにはタイムリーにそれをどんどん変化させていきますよということですか。

### 【事務局】

そうですね、福岡県の各施策の中で特に重点を置いて定める、推進していくとか、あ とは社会状況の変化を見ながら、必要があるということで問題提起がなされたときは、 この追加について検討を行っていく必要があるということで書いております。

#### 【江島委員】

それは特に現時点で、例えばこういう内容について、ひょっとしたらそういうことが

起こり得ますねという状況が、福岡県にあるということですか。

#### 【事務局】

今、現時点でそういった事例があるとか、検討状況があるということはないですが、 将来的に県独自の条例要配慮個人情報を定める必要が出てきた場合に、その必要性についてまた改めて検討することが必要であると考えております。

### 【江島委員】

例えばこういう文言が入っていなければ、もう今後認めませんよということがずっと 続くというわけではないのですよね。

### 【事務局】

いえ、そういうわけではありません。

#### 【江島委員】

こういう文言が入ると、それがある意味では対応しやすくなるということなのですか。

### 【小林会長】

多分そういう意味ではないのではないかなと思います。

この要配慮個人情報というもの自体が、社会の変化によっていろいろ違ってくると思うのですよね。例えば破産していましたとか、あるいは今だと特に性別の話とかですけど、昔だったらそんなの別に配慮しないでも良いのにとなったのが、今だったら配慮しましょうということになって、そういうのがまた今後出てくる可能性もあると。そうすると、そういうときには国単位であれば法律で、これを要配慮個人情報にしましょうとなると思うのですけど、そうではなくて、県という一部のところで少しそういうものを配慮しないといけないのではないかとなれば、それを条例で追加することができるということになっていて、それを今後そういう事態が起こったら検討しましょうというレベルの話で、きっとここの答申案のところに検討可能ということを書いておかないと、今後検討できなくなるとかという話ではないのではないかなと思います。

#### 【江島委員】

分かりました。

#### 【小林会長】

そういうことでよろしいですよね。たしかここで議論したときにも、何かそういう余地だけは残しておこうみたいな話が出たから、ちょっとこれは触れているだけというふうに私は認識していたのですけれども。だから、この2ポツがなくても全然構わないと思います。

### 【江島委員】

分かりました。

#### 【小林会長】

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。 どうぞ。

### 【村上委員】

一番右側の審査会の結論8項目については全く異議がありませんけれども、今日資料の中に施行条例案が添付されているのですが、この文言の検討等についてはどうされるのですか。それはもう事務局にお任せということになるのですかね。一応審議会として

は、この方向性といいますか基本的なスタンスを答申することで一応役目は終わりというふうに理解してよろしいですか。

### 【事務局】

はい。

#### 【村上委員】

はい、分かりました。

#### 【事務局】

御承知のとおり、最終的に条例は県議会、立法機関がもっぱら審査して議決しますので、その機関に上程して審議をいただく、そういうスキームになります。審議会の皆様 方は諮問をさせていただいた部分までで、それを反映させた条例案を議会に上程して、 可決成立をするという二段構造を取っています。

### 【小林会長】

村上委員、それでよろしいですか。

### 【村上委員】

はい、それで良いと思います。小林会長、ついでにもう一つ。

### 【小林会長】

はい、どうぞ。

## 【村上委員】

議会の話が出たので、もし情報があれば教えてほしいのですけども、改正法のいわゆる法律の適応対象行政機関等には地方公共団体の機関が入るのですけども、議会が除かれていますよね。今までの条例の実施機関の中には議会が入っていたのですよね。そうすると、議会自身が何かルールを決めるという形になるのですかね。

#### 【事務局】

そうなります。

#### 【村上委員】

はい、分かりました。

#### 【小林会長】

櫻井先生、どうぞ。

### 【櫻井委員】

こちらの資料で、現条例は3条3項から始まりますが、改正法は60条と、大体50条ぐらいずれているのですけども、そこは何が入るのですか。

### 【事務局】

基本的には個人情報保護法に全てルールが統一化されて、残りの定める余地がある部分について県の条例で定めるような形になりますので、条例の条数としては少なくなってまいります。

### 【櫻井委員】

改正法の方は50条ぐらい……。

### 【事務局】

個人情報保護法は、一元化されるという話をしていました。民間も行政も全部一体化

して一つにまとめたのが個人情報保護法でございます。その50条ぐらいまでというのは、民間事業者向けの規定でございまして、行政機関向けというのは60条から始まるという立て付けになっておりますので、登場が遅くなっています。

#### 【櫻井委員】

分かりました。だから何か二つを一つにするのでというような……。

### 【事務局】

一元化ですので、行政の中で独自の規定、取決めをしなければいけないのもあるので、 似たようなものを複数定めてやる部分も多いという形の立て付けです。

### 【櫻井委員】

番号がかなりずれるのだなと思ったのです。

### 【事務局】

はい、そういう感じになります。

#### 【小林会長】

すみません、今日は条文を持ってくれば良かったのですけど、多分構成としては、法律の方は最初に定義があって、そして国や地方公共団体の施策、こういうふうにしなさいとか責務みたいなことが書いてあって、それから個人情報の取扱いのこと、例えば目的を定めて取得しなさいとか、第三者開示のときは基本的にはどういうのが必要ですとか、そういうのがずっとあって、そして恐らくこの60条ぐらいのところで、条例とかで定めても良いものについて触れていっていると。多分そんな作りになっているので、改正法の関連条文としては60条以下になって、それに対応する条例というのは、もちろんそこからしかスタートしていないので、条文が早いところになってくるのかなと思いますけれども。

#### 【村上委員】

小林会長、資料に改正法が添付されていますので、目次を見れば……。

#### 【小林会長】

そうですか。なるほど、目次を見ればいいですね。

#### 【事務局】

そのとおりです。

### 【小林会長】

そうですね、そういうふうになっていますね。

### 【櫻井委員】

了解、理解しました。ありがとうございます。

# 【小林会長】

はい、要するにこれです。

ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

### 【全委員】

異議なし。

#### 【小林会長】

そうしましたら、皆さんの御意見をいただきまして、答申案につきましては原案のと おり答申するということにいたします。 細かい点につきましては事務局でもう一度チェックしていただいて、答申を作成して いただければと思います。

それでは、最後にその他になりますけども、事務局から何かございますでしょうか。 【事務局】

## 連絡事項について説明

## 【小林会長】

ありがとうございました。

それでは、本日の全ての議題について終了いたしました。

今日は本当にお暑い中、また、コロナもはやっている中、ここにお集まりいただき、 本当にどうもありがとうございました。

それから、3回、4回ぐらいですかね、この全体会で皆さんのいろいろな御意見をいただきまして、良い答申ができることになったと思って感謝しております。

それでは、本日の全体会はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

引き続きまして、第一部会がありますので、第一部会の委員の皆様はそのままお待ちください。第二部会の委員の皆様はこれでおしまいですので、どうぞお帰りください。